

令和7年度 第1回草津市障害者施策推進審議会 会議録

■日時：

令和7年9月29日（月）10時00分～12時00分

■場所：

草津市役所 2階 特大会議室（エレベーター側）

■出席委員：

栗田委員、松島委員、大谷委員、中島由委員、吉村委員、呉橋委員、中瀬委員、
谷口委員、夏原委員、渡邊委員、山本委員、中島敬委員

■欠席委員：

福谷委員、太田委員、中司委員

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

真溪次長

■事務局：

健康福祉部	黒川部長、小川副部長
障害福祉課	藤崎課長、馬場課長補佐、山元係長、永井主査、井上主任
発達支援センター	田附所長、倉田所長補佐

■傍聴者：

なし

1. 開会

【黒川健康福祉部長】

日頃は、市の行政全般、とりわけ障害者施策の推進に格別の御理解と御協力をいただきまして厚くお礼申し上げます。

また、皆様方におかれましては、本日は何かと御多用の中、当審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、滋賀県では、10月に、第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」が開催されます。

この大会は、障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある方の社会参加の推進に寄与することを目的としており、本市におきましても、滋賀県とともに大会の円滑な運営に取り組んでおります。

また、令和5年度に策定しました「第3次草津市障害者計画」の基本理念である「障害のある人もない人も、誰もがいきいきと輝けるまち 草津」の実現を目指して、障害福祉施策に関する各種事業を展開しているところでございます。

委員の皆様におかれましては、本市の障害福祉施策の更なる推進のため、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

2. 議事概要

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、会長が議事進行を行う。

(1) 草津市の障害者福祉の動向について

【事務局】

＜資料1に基づいて説明＞

【委員】

草津市の手帳所持者の総数は、人口の4.84%に相当するとのことだが、全国平均と滋賀県の割合を教えてください。

また、心臓機能障害でペースメーカーは手帳の交付対象から外すということを聞いたが、現状はどのようなになっているのか。

【事務局】

全国では、身体障害者手帳所持者が約478万3千人、療育手帳所持者が約128万1千人、精神障害者保健福祉手帳所持者が約143万8千人となっており、日本の総人口が約1億2,380万人となっていることから、割合として約6%となる。

また、滋賀県では、身体障害者手帳所持者が5万2,829人、療育手帳所持者が1万6,762人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1万4,395人となっており、滋賀県の総人口は約139万人となっていることから、割合として約6%となる。

全国の割合と滋賀県の割合は近いが、草津市は割合としては少し低めということになる。

ペースメーカー等植え込み者に対する身体障害者手帳の認定については、以前はペースメーカー等を装着している者は、一律に1級として認定されていたが、基準改正され、個々の状態によって等級を決めるようになっている。

【委員】

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢階層別に見ると、60歳以上の所持者数が非常に少なくなっている。これは、60歳以上の世代が手帳所持に対して偏見があるということも一つの要因と思われるが、障害者の家族も含め本当に困っている方が多いのはこの世代だと思う。

【事務局】

精神障害者の支援については、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等、取組を進めている。今後も引き続き、精神障害者にもしっかりと行き渡るよう、取組を進めてまいりたい。

【会長】

60歳以上の方が手帳を所持していないだけで、現時点で手帳をお持ちの方が今後も持ち続けると60歳以上の所持者数は増えるが、60歳まで手帳を持っていた方が、必要がなくなって更新をしていないのかということであれば意味合いが変わるので、統計の分析も検討いただきたい。

(2) 第3次草津市障害者計画の事業実績および事業計画について

【事務局】

＜資料2に基づいて説明＞

【委員】

グループホームの整備について、昨年も重症心身障害者も入居可能なグループホームの建設という話が出た際に反響があった。入居されたいという声も良く聞くため、ぜひ進めていただきたい。

また、基幹相談支援センターについて、相談支援事業所のスーパーバイザー的役割として取組が進んできていると思う。そのうえで、人件費等の予算的制約もあると思うが、障害種別ごとにアドバイザーを置き、個別具体的に解決していけるような体制を整えていただければ、より取組が進むものと思う。

【事務局】

グループホームを含めた障害福祉サービス事業所に対する施設整備補助金については、整備したいという事業所からの相談に応じ、提案するなど、引き続き取り組んで行きたい。

基幹相談支援センターについては、委員御指摘のとおり、更なる機能強化が必要であると認識している。運営者とも協議しながら、引き続き検討を進めてまいりたい。

【委員】

理解促進事業とは具体的にどのような取組をされているのか。

また、避難行動や防災について、視覚障害者は犬や猫を飼っているケースが多くあり、犬や猫を連れて避難所に行くわけにもいかないので、自宅避難が良いという話になっているが、市としてこういったケースの避難の方針等はあるか。

【事務局】

理解促進事業については、草津手をつなぐ育成会さんとの協働事業を開始し、みんなでトーク（出前講座）において、合理的配慮の提供に係る説明や障害特性の体験講座を実施した。また、障害者週間において、市広報紙に特集記事を掲載し、精神障害者に対する啓発事業も、共催という形で実施している。

避難行動については、一時避難所に避難してから福祉避難所に避難するという流れで想定をしているが、当然自宅避難に留めるというパターンも想定される。そのような方への支援について、危機管理部門も含めてどのようなアプローチができるか検討してまいりたい。

【会長】

事業が増えているなかで一生懸命対応されていると思うが、増えている中で、関連する内容があると思う。例えば、スクールソーシャルワーカー、ひきこもりや健康増進関連の事業等でそれぞれ課が分かれており、その中で様々な会議体があるかと思うが、この審議会資料全体を通じて、この事業とこの事業も繋がれば、さらに効率が上がるかもしれないというようなことが考えられるとより良いかと思う。

(3) 第7期草津市障害福祉計画・第3期草津市障害児福祉計画の事業実績について

【事務局】

＜資料3に基づいて説明＞

【会長】

どのような内容でも良いので、様々な意見をいただきたい。

【委員】

金銭面の管理というのは非常に重要。例えば30代くらいでグループホームに入居するとなると生活費だけで50万円、60万円かかる施設もあり、年金だけではやっていけない。地域で暮らしていくとなれば、より金銭面の管理は重要になるが、一方で、保護者も請求書のみ確認して支払っており、内訳にどれくらいの金額がかかっているかまでは気が回っていない。そのため、利用者自身も給付管理ができるような分かりやすい仕組みづくりが必要になると思うが、そもそも給付管理はどこがやっているのか。

【事務局】

障害福祉サービスの給付は市障害福祉課で行っており、国保連合会からの請求に基づいて給付を行っている。

【委員】

7ページの地域生活支援拠点等の整備について、市内8事業所とはどこか。

【事務局】

事業所リストについて、自立支援協議会を通じて公表するということで調整をしており、ホームページ等、分かりやすい形で発信できればと考えている。

【委員】

グループホームの整備について、非常に高額な自己負担が必要なグループホームも存在する中で、そのような事業者も含め、市としては積極的に補助するという方針なのか。自己負担が高額となり、生活が圧迫され、生活保護を受給するという流れもある中で、そのような事業者にも補助金が交付されるということは納得がいかない。

【事務局】

施設整備補助金は、国または県の補助金が交付されることが条件であり、市は、国・県補助金の上乗せとして補助金を交付するというもの。補助金交付にあたっては、国や滋賀県が交付決定していることや、市の審査会においても適正と判断いただいていることから、市としても事業者が適正に運営されていくものという判断のもとで補助金を交付しているものであり、今後もそのような考え方のもと適切に補助金を交付してまいりたい。

一方で、事業所の運営については、滋賀県による監査が入り、適正な運営をされているか適宜確認されている。そのうえで、利用されているなかでの御意見等があれば、滋賀県や市で個別に対応させていただきたい。

【委員】

仮に悪い条件でグループホームに入居となっても、保護者はその施設から子どもを引き抜くのは難しい。

【会長】

やはり情報公開の時代であるので、特定の施設名は出せない等の条件はあるにしても、積極的に情報を公開していくということが重要かと思うので、滋賀県においても検討いただきたい。

また、審査会の話があったが、より利用者側の視点に立って審査ができるように、審査基準自体を見直すことも必要だと思う。

【委員】

いきいきふれあい大運動会について、令和6年度の参加者が約470名とのことであったが、これはボランティアの方も含めた参加者か。

【事務局】

役員やボランティアも含めた参加者の総数である。

【委員】

精神障害者保健福祉手帳の所持者が平成27年度から2倍近くに増加しているということで、小中学校の生徒でも不登校が増えており、保護者の方も苦勞されている。そのうえで、障害と不登校の所管課は違うが、それぞれでどのような対応をしているかを共有されたりしているのか。

【事務局】

発達支援センターで相談支援を行っているが、児童生徒支援課が主催している不登校生徒に関する会議に出席し、市内の小中学校に在籍する不登校の児童・生徒について、家庭児童相談室や児童相談所も含めて、適切な引継ぎや義務教育修了後の支援について協議をしている。

【委員】

不登校生徒が成人された時に、その方の過去の状況等を情報共有されたりしているのか。

【事務局】

人とくらしのサポートセンターにおいて、ひきこもりを含めた困難ケースの会議を実施しており、成人された方の成育歴等を共有し、個別支援の検討をしている。

【委員】

不登校生徒等困難なケースが増えているなかで、連携先も多岐に渡ると思うが、早い段階で適宜連携して、取り組んでいただきたい。小中学校の特別支援学級の先生方から、養護学校に対して、困難ケースをどのように支援すればよいかという相談も多く、現場も含めて適宜共有しながら取り組む必要がある。

3. 閉会

【小川健康福祉部長】

本日は何かと御多用の中、当審議会に御出席をいただき、ありがとうございました。

また、様々な観点から、多様な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。

本日いただいた御意見を基に、本計画を推進して参りますので、引き続き、委員の皆様の御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。